

城東中学校だより

【カラー版を、ホームページに掲載しています】

NO.4

2022.5.20

はつこうしゃ じょうとうちゅうがつこうちょう発行者 城東中学校長

Tel 26-7022

学校での新型コロナウイルス感染拡大防止について

学校では、ほぼ毎日、新型コロナウイルスに感染したり、感染者の濃厚接触者になったり、本人や家族がなせんかの可能性があり医療機関での判断を待っているという理由で、登校を控えていただいている生徒がいます。今は、急激な増加傾向は見られませんが、状況が劇的に改善されたわけでもありません。しかし、感染拡大の原因などが国段階で分かってきたこともあり、対応がはじめの頃とは変わりました。現時点での学校の対応をお知らせします。

○ 学級閉鎖の基準について

学級の生徒の感染が判明した場合に、I人でも感染したら学級閉鎖を実施していた時期もありました。 学級の生徒の感染が判明した場合に、I人でも感染したら学級閉鎖を実施していた時期もありました。 現在は、複数の感染者がいても、それぞれが別の感染源から感染したことが明らかである場合は、学級閉鎖 行っていません。 学級や部活動などで感染した可能性があり、校内での感染拡大の危険性がある場合のみ、学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖などの臨時休業措置をとっています。

○ マスクの着用について

原則、マスクの着用をお願いしています。しかし、これから気温や湿度が高くなる時期に向かいますので、 たまではない またいます。そのため、下記のような状況では、マスクを外しても良いと考えています。ただし、マスクを着用したい方は着用してください。

- たいいく じゅぎょう ぶかつどう うんどう おこな 1.体育の授業や部活動など、運動を行うとき。
- 2. 熱中症になる危険性が高いとき
- 3. 屋外で他人との距離が十分にとれているとき
- 4.特に3の場合の具体例として、登下校時に、他人との距離が十分にとれているとき

○ 登校を控えていただきたい場合

このことについては、今までとは何も変わったことはありません。今までと同様に、本人や家族が陽性や濃 こうせつしょくしゃ 厚接触者となった場合の他に、本人や家族に、かぜ症状があった場合は、医療機関などを必ず受診し、 とうこう ひか かっこう れんらく 登校を控えるとともに、学校に連絡してください。出席停止とさせていただきます。

「いじめ」問題について

「いじめ」は深刻な人権侵害であり、あってはならないことですが、どこの学校でも起こりうることです。実際に昨年度は伊賀市内の全ての小中学校で起こっています。ここ近年の「いじめ」事案では、多くの場合でSNS (LINEなど)が使われています。「いじめ」に対して学校では、「人権」について学び、「いじめ」は人権侵害の「つとして、「なかまづくり」や「情報モラル教育」などの学習を通じて取り組んでいます。「いじめ」が起こっていると認識することです。この部分が、一番難しい部分でもあります。「いじめ」をできるだけ早くみつけるために、記名式・無記名式のアンケートや教育相談を行っています。「いじめ」をみつけて相手の保護者の方にこのことを告げても、「いじめ」として取り合ってもらえないことがあることです。すなわち、「いじめ」という言葉の受け取りかたが、人によって異なっているということです。

文部科学省の「いじめ」の定義を資料として次項にあげます。 保護者の皆さんの「いじめ」の受けとり
かた しょうわ ねんど へいせい ねんど たい なん と まわ もの たい いっぽうてき しんり てき こう方は、昭和61年度から平成6年度までの、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻

ffe fiveできてき くわ あいて しんこく くっう がん 撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの」ということが多いのではないでしょうか。今、学 ニラ ヒラ tōg twistin thick this to the total thick this to the total thick this total this this total this this total this this total this total this total this total this total this total いやな想いをしている」と言い換えても良いと考えています。

「いじめ問題相談員」について

ほごしゃ かた こま 保護者の方で困っていることがあれば、以下の本校の「いじめ問題相談員」に連絡してください。

個人情報のため未掲載

資料 : 文部科学省の「いじめ」定義の変遷

【昭和61年度からの定義】

「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③ がて、 しんこく くっう がん 相手が深刻な苦痛を感じているものであって、<u>学校としてそ</u>の事実(関係児童生徒、いじめの内容 等) を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とする。

へいせい ねんど ていぎ 【平成6年度からの定義】

「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③ がて、いんこく、くつう。かん 相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。なお、個々 こう い の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的·形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立 場に立って行うこと。

- 「いじめに当たるか否かの判断を表面的·形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場 に立って行うこと」を追加

【平成18年度からの定義】

しています。 はんだん ひょうめんてき けいしきてき おこな 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児 こっている。 童生徒の立場に立って行うものとする。

たりが、じとうせいと いってい にんげんかんけい もの しんりてき ぶつりてき こうげき ういいじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けた こ とにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- ○「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言を削除
- 「いじめられた児童生徒の立場に立って」「一定の人間関係のある者」「攻撃」等について、注釈 を追加

【平成25年度からの定義】 **現在の「いじめ」の定義です**

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍 がつこう ざいせき とうとうがいじ どうせい と いってい じんてきかんけい ほか じ どうせい と おこな しん り てき また する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が 行う心理的又は物 ずできゃれたまさった。 理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象と

なった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重 ょう じどうせいと せいめい しんたいまた ざいさん じゆうだい ひがい しょう ただ けいさつ つうほう 要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報すること が必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に givita そうだん つうほう うぇ givita れんけい たいおう と 警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。